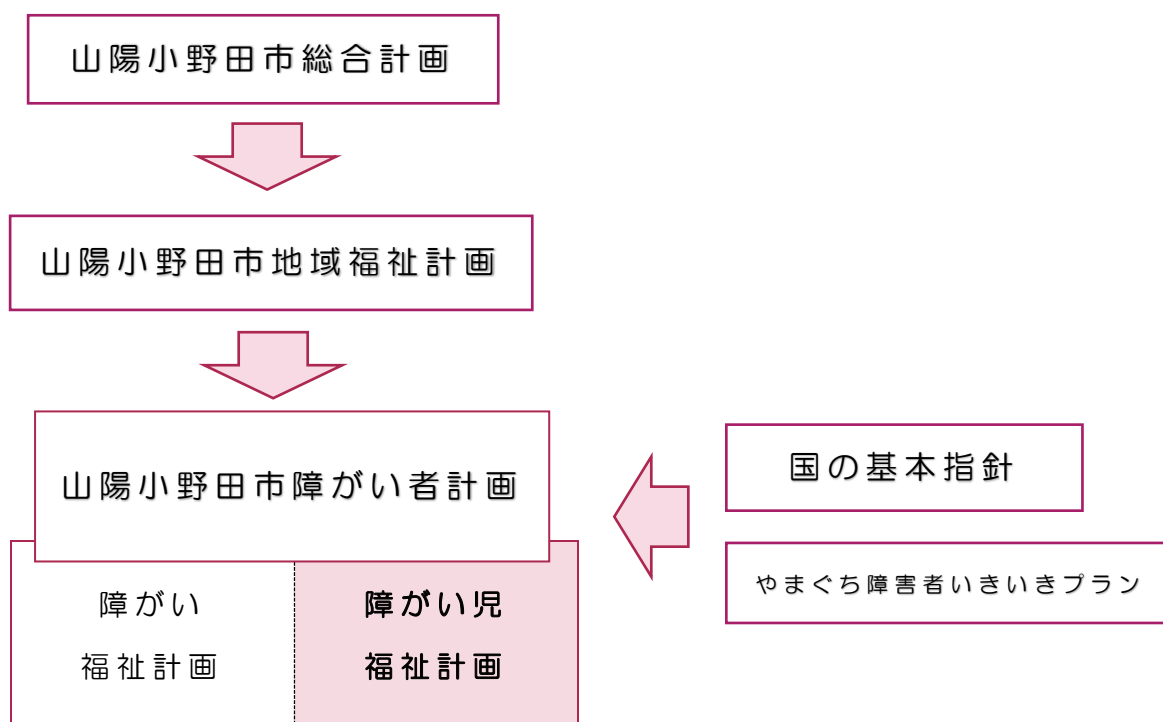


第 1 章 第 1 期障がい児福祉計画の位置づけ等について

1 計画の位置づけ及び性格

(1) 計画の位置づけ

「第 1 期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に定める法定計画で、「山陽小野田市障害者計画」を上位計画とし、基本指針を実現するための具体的な実施計画を位置づけられます。

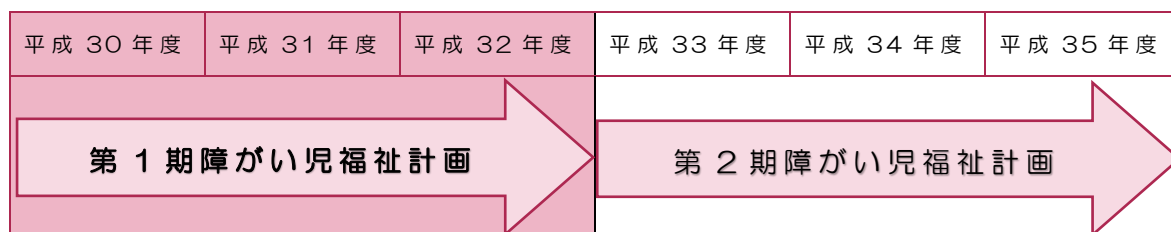


(2) 計画の性格

	障がい児福祉計画
根拠法	「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項
性格	障がい児通所支援等の見込量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
今回計画期間	第 1 期計画：平成 30 年度～平成 32 年度（3 年間）

2 計画の期間

「第 1 期障がい児福祉計画」の計画期間は、国の基本指針に即して、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間としています。



3 障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する国の指針（抜粋）

●障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めていきます。

●障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

地域で障がい福祉サービスを受けることができるように、サービスの充実を図ります。

●地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて取組めます。

人工呼吸器を装着している障がい児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築に取り組めます。

●障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。

そのため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別に関わらず質の高い専門的・発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ることが必要です。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築に取り組めます。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。